

用語の説明

- 1 「現金給与総額」とは、賃金、給与、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料等を差し引く前の金額をいいます。
- 2 「定期給与（きまって支給する給与）額」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月支給される給与をいい、基本給、家族手当、精皆勤手当等のほか、超過勤務手当等も含まれます。
- 3 「所定内給与」とは、所定労働時間内の労働に対して支払われる対価であり、「定期給与（きまって支給する給与）額のうち超過労働給与額（超過勤務手当等）を除いたものをいいます。
- 4 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいいます。
- 5 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 期間を定めずに雇われている者
 - (2) 1 か月を超える期間を定めて雇われている者

＊平成 29 年統計調査までの「常用労働者」の定義は、次のいずれかに該当する者です。

 - (1) 期間を定めずに雇われている者
 - (2) 1 か月以上の期間を定めて雇われている者
 - (3) 臨時又は日雇労働者で前 2 か月の各月にそれぞれ 18 日以上雇われた者
- 6 「標準労働者」とは、学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続して勤務している労働者をいいます。
- 7 「パートタイム労働者」とは、1 日の所定労働時間が当該事業所の一般労働者の所定労働時間より短い労働者、又は、1 日の所定労働時間が当該事業所の一般労働者の所定労働時間と同じであっても、1 週の所定労働日数が当該事業所の一般労働者の所定労働日数より少ない労働者をいいます。
- 8 「定額制」とは、一定の労働時間（時間、日、月又は年）を単位として基本給を決める方法をいいます。
- 9 「出来高制」とは、出来高に応じて賃金を決定する方法をいいます。
- 10 「稼働率」とは、雇用期間日数（調査対象期間中に作業が行われた現場で雇用関係にあった期間の総日数）に対する実労働日数（その期間中に実際に労働した日数）の割合をいいます。
- 11 「消費者物価指数」とは、平均的な消費者世帯が基準時と全く同じ内容の生活を営んだとした場合、その間の商品とサービスの価格の変化により、総費用がどのようになるかを指数で表したものです。